

# 県管理調節池 ネーミングライツパートナー 募集します



びん沼調節池

埼玉県が管理する30の調節池でネーミングライツパートナーを募集します。憩いの場として親しまれている調節池や、多様な植物や生き物が生息する調節池など、個性はさまざま！個性豊かな調節池に名前を付けてみませんか？

## ■対象調節池一覧

番号	河川名	調節池名	市町村名
1	鴨川	鴨川第一調節池	さいたま市
2	鴨川	鴨川第二調節池	さいたま市
3	深作川	深作多目的遊水地	さいたま市
4	鴻沼川	桜木調節池	さいたま市
5	古隅田川	上院調節池	さいたま市
6	綾瀬川	大門下池調節池	さいたま市
7	綾瀬川	新和西上池調節池	さいたま市
8	藤右衛門川	上谷沼調節池	さいたま市、川口市
9	辰井川	新郷多目的遊水地	川口市
10	芝川	芝川第一調節池	さいたま市、川口市
11	毛長川	毛長川調節池	川口市
12	新河岸川	寺尾調節池	川越市
13	びん沼川	びん沼調節池	さいたま市、川越市、富士見市
14	新河岸川	蛇島調節池	富士見市
15	東川	上新井調節池	所沢市

番号	河川名	調節池名	市町村名
16	東川	再開発地下調節池	所沢市
17	東川	日比田調節池	所沢市
18	入間川	大河原調節池	飯能市
19	不老川	大森調節池	入間市
20	新方川	大吉調節池	越谷市
21	大場川	吉川調節池	吉川市
22	辰井川	谷塚調節池	草加市
23	第二大場川	吉川美南調節池	吉川市
24	第二大場川	栄調節池	三郷市
25	中川	中手子林調節池	羽生市
26	倉松川	大島新田調節池	幸手市、杉戸町
27	隼人堀川	岡泉調節池	白岡市
28	野通川	小林調節池	久喜市
29	御陣場川	堤調節池	上里町
30	福川	福川調節池	深谷市

## ■調節池の様子



大吉調節池



寺尾調節池

契約金額  
40,000円/年～  
複数応募可！

地図アプリに  
愛称掲載実績あり！

お問合せ先

埼玉県 県土整備部 河川環境課 河川維持担当

☎ 048-830-5114 ✉ a5110-02@pref.saitama.lg.jp

詳細はこちら ▶



# 募集概要

対象施設	県管理の30調節池(対象調節池一覧のとおり)	
応募資格	詳細は募集要項を確認してください。	
応募条件	県が希望する契約金額(年額・税抜)	<b>40,000円以上(複数箇所の応募可)</b>
	県が希望する契約期間	5年(令和13年3月まで)
	応募可能な契約期間	3年以上5年以下
	愛称使用開始時期(予定)	令和8年8月
愛称について	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人等が付与する名称は施設の愛称であることから、条例で定める施設の名称の改正はできません。</li><li>・利用者の混乱を避けるため、期間内の愛称の変更はできません。</li><li>・愛称にはそれぞれ正式名称を含めることとします。</li><li>・愛称をつける際には使用を禁止するものがあります。詳しくは募集要項をご確認ください。</li><li>・対象施設の愛称として、法人名、商品名、ブランド名等を冠することができます。法人やブランドのロゴマーク等も使用することができます。</li></ul>	
愛称の表示箇所	<ul style="list-style-type: none"><li>・主要なオンライン地図サービスに対し、愛称の使用を働きかけ、反映された場合には、<b>地図上に愛称が表示</b>されます。</li><li>・調節池の魅力発信や理解促進を目的に、カード等の広報物を作成する予定であり、これらの<b>広報物に愛称を表示</b>します。</li><li>・県ホームページに施設紹介ページを作成し、愛称及び命名権者等の情報を掲載します。</li><li>・対象施設に既に看板等が設置されている場合は、その表示を愛称入りのものへ変更することができます。</li><li>・対象施設に新たに看板等を設置し、愛称を表示することができます。</li></ul>	
メリット付与の提案	<ul style="list-style-type: none"><li>・県が示す愛称表示箇所以外に希望する愛称の表示箇所がある場合や愛称の表示のほかにネーミングライツに係るメリット付与の希望がある場合は、希望するメリット付与について提案してください。協議の上、メリット付与の可否等について決定するものとします。なお、必ずしも提案いただいた内容を実現できるとは限りません。</li></ul>	
費用負担について	<ul style="list-style-type: none"><li>・命名権者の負担 施設における名称看板の設置、変更及び原状回復等、工事が伴うものについてはその費用を負担いただきます。</li><li>・埼玉県の負担 県ホームページ、県広報誌、県が発行する印刷物の表示費用は県が負担します。ただし印刷物は愛称使用開始後に作成開始するものを対象とし、既成の印刷物の表示変更費用は命名権者の負担となります。</li></ul>	
命名権料の活用用途	・河川管理施設の維持管理等に活用します。	
募集期間	令和8年3月23日(月)から令和8年6月30日(火)まで ※ 電子メール、各証明書必着	
申し込み方法	・ホームページから様式等をダウンロードし、必要事項をご記入の上、電子メールにより提出してください。ただし一部書類については持参又は郵送とします。	
提出先	埼玉県 県土整備部 河川環境課 河川維持担当 TEL 048-830-5114 E-mail <a href="mailto:a5110-02@pref.saitama.lg.jp">a5110-02@pref.saitama.lg.jp</a>	
質問事項の受付	令和8年3月23日(月)から令和8年5月29日(金)午後4時まで ※ 質問及び回答は河川環境課ホームページに掲載します。	
選定方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・選定委員会を設置し、提出書類をもとに総合的に選定します。</li><li>・選定結果は全ての応募者に文書で通知します。</li></ul>	